

受電設備が **初期費用0円・毎月定額** で導入可能！

Q & A

Q1 リース期間の途中で解約やリース期間の変更は可能ですか？

A1 途中解約は原則としてできません。リース期間満了までに、お客さまのご都合でリース対象機器の撤去をご希望される場合は、リース期間満了までの残債を一括でお支払いいただくとともに、撤去にかかる費用をお支払いいただきます。

Q2 代表者、住所、商号、引落口座等の変更は可能ですか？

A2 当協会へご連絡いただければ、変更の手続きを致します。

Q3 賃借人の変更は可能ですか？

A3 賃借人の変更は、原則としてできません。契約解除の上、リース期間満了までの残債ならびに撤去にかかる費用を一括でお支払いいただきます。ただし、合併又は分割による賃借人の変更については、事業の承継を行う場合についてのみ可能です。

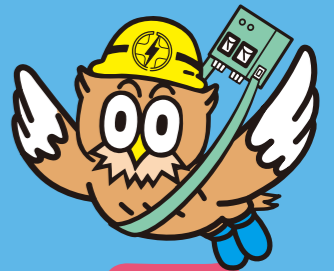
Q4 設備に不具合が発生した場合の修繕費用の負担は？

A4 リース対象機器は、お客さまが維持・整備・修繕（修理）を行い、稼働出来る状態にさせていただく義務がございますので、修繕費用はお客さまの負担となります。お客さまが使用しない場合は、契約解除手続きを行い、残債を一括でお支払いいただくとともにリース対象機器を返却いただきます。ただし、保険対象事故およびメーカー保証範囲の場合を除きます。いずれの場合も、不具合が発生した場合は速やかに、当協会へご連絡願います。

Q5 保険対象事故とは？

A5 リース対象機器には、リース期間中リース会社が動産総合保険を付保しています。落雷や自然災害（地震災害は除く）による損害が補償されます。詳しくは、当協会へお問い合わせ願います。

ホーちゃんの最新省エネ電気設備リース



最新省エネ

リースバック転リース



- お得なリース料率
- 最新機器を選定・設置
- 10年後に無償譲渡

設置工事から保安管理まで一貫して当協会にお任せください



お問い合わせ先

一般財団法人北海道電気保安協会 営業部
〒063-0826 札幌市西区発寒6条12丁目6番11号
電話：011-555-5012

2023年2月1日 V3.00

電気設備リース（受電設備更新リース）

事業継続に無くてはならない**高圧受電設備**。開閉器や変圧器・電力ケーブルなど多くの機器で構成されていますが、それぞれの機器には寿命があります。

適切なタイミングで更新を行わないと、**突然の停電や外部波及事故等のリスク**が高まります。

しかし、受電設備の更新には一時的に高額な費用が必要となるため、経済的な理由から設備更新が進まず老朽化した設備が増加しております。

そこで、電気保安管理のプロである「北海道電気保安協会」が**受電設備のリース**を新たなサービスとしてご用意しました。

初期費用0円、毎月定額のお支払いで、**最新の省エネ機器**への入替が可能です。

事業活動のリスク低減、省エネルギー化に是非ご利用ください。

リースサービスの概要

当協会が、高圧受電設備機器等を販売会社から購入のうえ設置を行い、お客さまにリース致します。既設設備の撤去が必要な場合には、その費用もリース料に含めることが可能です。

このサービスは、当協会とリコーリース(株)によるリースバック転リース契約によるものです。

対象者	当協会と保安管理業務委託契約を締結又は締結を予定しているお客さま
対象設備	北海道内に設置する高圧受電設備又はその一部の機器 及び発電機（常用・非常用）一式、蓄電池設備一式
適用金額	30万円～2,000万円
支払期間	10年 毎月払い（120回） （蓄電池設備パッケージ一式は5年 毎月払い（60回））
リース料率（10年）	30万円～100万円未満 1.020% 500万円～2,000万円 1.000% 100万円～500万円未満 1.010%
所有権	リース期間中は、リコーリース（株）がリース対象機器の所有権を保有します リース期間満了後、リース対象機器の所有権がお客さまへ無償譲渡されます

- 毎月お支払いいただくリース料には、リース対象機器とその設置工事費用等が含まれます。
- リース対象機器の使用前には、電気事業法に基づく竣工検査が必要です。その検査費用は、リース料に含まれています。
- お客さまには、リース対象機器の維持・整備・修繕等の管理責任義務があります。
- 電気事業法に基づく保安管理業務委託などの費用は、別途必要となります。
- リース対象機器には、リース期間中リース会社が動産総合保険を付保致します。
- リース対象機器の設置は、設計から施工管理まで当協会が責任をもって行います。
- リース期間中は、原則として中途解約ができません。
- リース対象機器の固定資産税は、お客様にて納付願います。
- 詳細は、別途「リース契約書」にてご確認ください。

リース対象金額：300万円の場合			
リース期間	月額リース料率	毎月のリース料	リース料総額
10年（120回）	1.010%	30,300円	3,636,000円
計算例	3,000,000円×1.010%=30,300円 30,300円×120回=3,636,000円		

お申込手続き等の流れ

お見積のご依頼	当協会の保安管理業務担当支部・事業所又は営業部へご依頼ください	※1
現地調査	現地状況調査およびご希望のリース対象機器を伺います	
お見積書提出	お見積書および更新機器の提案書等をお届けします	
お申込	所定のリース申込書にてお申込みいただきます 所定の審査の後、リース契約書を締結致します	※2
現地施工	工事日程をご相談の上、現地施工致します	※3
検査・試験	当協会の有資格者が実施致します	
完了確認	リース対象機器の施工完了のご確認をさせていただきます	
リース開始	毎月指定日にリース料のお支払いをお願い致します	
リース期間満了	リース期間満了の確認後、リース対象機器の所有権はお客さまへ移転します	

- ※1 ご相談・お見積りは無料で承ります。
- ※2 審査結果によっては、ご希望に添えない場合があります。
- ※3 既設受電設備の更新工事の際には、停電が必要となります。
工事に関する詳細は別途打合せをさせていただきます。



※本パンフレットに記載している金額は全て税抜きです。